Economic Trends
マクロ経済分析レポート

2015年度税制改正大綱の要点整理

～法人課税改革が柱～

発表日：2015年１月７日（水）

第一生命経済研究所　経済調査部
担当　エコノミスト　星野 卓也
TEL:03-5221-4547

（要旨）

○2015 年度税制改正大綱の柱は法人税改革だ。法人実効税率を 31.33%（現行 34.62%）まで引き下げることが明記された。同時に外形標準課税の強化などによって代替財源の確保を図っているが、2015 年度は 0.2 兆円程度の先行減税となる。

○その他については、大規模な増減税を伴うものはみられない。結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税制度を新設して世代間の資産移転を図るなど、インセンティブスキームに影響を与えることを狙った税制改革が中心だ。

○来年度以降の税制論議での注目点は、①追加の法人減税、②配偶者控除の見直し、③消費税率 10%引き上げ時の軽減税率。いずれも 2015 年度内に議論が進展、2016 年度大綱では大枠が示される見込み。

○法人実効税率は２段階での引き下げが明記

2015 年度の税制改正大綱が昨年 12 月 30 日に公表された。本稿では、15 年度税制改正の要旨をまとめる。まず今回の税制改正で最大の注目点は、法人実効税率[1]の引き下げだ。法人実効税率を 2015 年度に 32.11%（前年差▲2.51 ポイント）、2016 年度 31.33%（同▲0.78 ポイント）に段階的に引き下げることが明記された（現行：34.62%）。

今回示されたのは先２年間の減税幅だ。初年度である 2015 年度は国税である法人税（それを基に税率が決定する地方税の地方法人税、法人住民税）の引き下げに加え、都道府県税の法人事業税の引き下げが行われ、実効税率ベースでは計 2.51 ポイントの減税となる。それに対して、２年目の 2016 年度は都道府県税である法人事業税の減税のみで、実効税率換算では▲0.78 ポイントとなる。初年度（2015 年度）の減税幅を大きくとった形だ。

なお大綱には、2016 年度も課税ベースの拡大によって更なる下げ幅拡大を検討することが示されている。また、「数年内に 20%台に」というかねてからの方針も明記され、2017 年度以降も税率の引き下げを段階的に続けることが示されている。

資料１．2015 年度税制改正大綱で示された法人課税改革

	2014	2015	2016
法人税	25.50%	23.90%	23.90%
地方法人税	1.12%	1.05%	1.05%
法人事業税（所得割）	7.20%	6.00%	4.80%
法人住民税	3.29%	3.08%	3.08%
法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

（出所）与党・税制改正大綱から第一生命経済研究所作成。
（注）法人事業税控除済利益に対する割合。実効税率のみ事業税控除前利益に対する割合。そのため各税率の総和は実効税率と一致しない。各税率は標準税率。法人事業税には地方法人特別税を含む。

[1] 法人事業税が法人税の損金となることを織り込んだ上で、法人の所得に課される法人税、地方法人税、法人事業税（所得割）、法人住民税（所得割）を合計したもの。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

○外形標準課税強化を中心に代替財源を確保

今回の法人課税改革では、減税と同時に外形標準課税（法人事業税の資本割・付加価値割部分）の増税などを行うことによって、代替財源を確保している。2017 年度までの増減税額をみたものが資料２、３だ。初年度である 2015 年度は、法人実効税率の引き下げと合わせて、外形標準課税の強化、繰越欠損金制度の見直し、受取配当金の益金不算入制度の見直し等によって、増税が行われる。実効税率の引き下げによって１兆円程度の減税になる一方、外形標準課税強化をはじめとする施策によって 0.8 兆円の増税となり、ネットでは 0.2 兆円程度の減税となる。2016 年度は、外形標準課税部分の更なる増税によって 0.3 兆円規模の増税、それを法人事業税の減税に充てる形となり、2015 年度との対比では概ね税収中立となる。そして、2017 年度には繰越控除可能割合が更に縮減されることで、0.2 兆円の増税となる。各年度の増減税額（前年度差）は、2015 年度▲0.2 兆円、2016 年度±0 兆円、2017 年度＋0.2 兆円程度だ。2015・16 年度は減税が先行するが、2017 年度以降は現行制度との税収中立を保つ形となっている。

資料２．法人課税改革・現行制度との比較でみた増減税幅

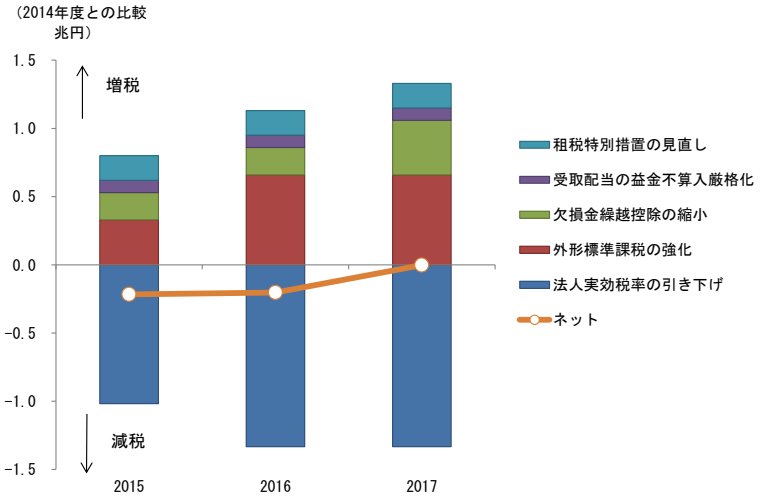

（出所）自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」、各種報道資料などから第一生命経済研究所が作成。

資料３．法人課税改革の概要（前年度からの増減税額）

	規模（2015 年度）	規模（2016 年度）	規模(2017 年度)	概要
法人実効税率引き下げ	約 1 兆円の減税	約 0.3 兆円の減税	（未定）	「2016 年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続」することが大綱に明記
外形標準課税の強化	約 0.3 兆円の増税	約 0.3 兆円の増税	―	法人所得（利益）ではなく、法人の資本金規模等に応じた課税部分の税率を引き上げ。
繰越欠損金制度の見直し	約 0.2 兆円の増税	―	約 0.2 兆円の増税	繰越控除可能額を 15 年度から当年度法人所得の 65%、17 年度には 50%に縮小（現行 80%、中小法人除く）
受取配当の益金不算入制度の見直し	約 0.1 兆円の増税	―	―	非支配目的の株式などについて、益金不算入割合を引き下げ
租税特別措置の廃止縮小	約 0.2 兆円の増税	―	―	
ネット	約 0.2 兆円の減税	概ね税収中立（2015 年度対比）	約 0.2 兆円の増税（2016 年度対比）	2015・16 年度は先行減税、17 年度に税収中立に

（出所）自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」、各種報道資料などから第一生命経済研究所が作成。

（注）2015・16 年度の増減税規模は、前年度と比較した増減税額。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

○各改正の増減税は小幅か。インセンティブ操作を図ったものが中心

大綱では、法人税改革以外にも種々の税制改正が示されている。まとめたものが資料４だ。それぞれの増減税額を具体的に把握することは難しいが、大規模な増減税を伴うものは少ないとみられる。今回の税制改正は、贈与税の非課税制度を新設・延長して世代間の資産移転を促したり、空き家にかかる固定資産税の特例措置を見直して空き家の除却を図るなど、インセンティブスキームの転換を狙ったものが中心だ。また、消費税率引き下げが先送りとなったことを受けて、住宅ローン減税やエコカー減税など高額品消費に関する税制優遇は延長され、景気の下支えが図られている。

資料４．2015 年度・法人税改革以外の主な税制改正

	概要
ＮＩＳＡの非課税枠拡充、未成年ＮＩＳＡ創設	2016 年分以降の非課税口座の限度額を 100 万円から 120 万円に引き上げ。20 歳未満にも 80 万円の非課税枠を創設。
住宅取得に係る贈与税非課税措置を延長	住宅向け贈与に係る非課税制度を、拡充・延長。非課税枠は省エネ住宅の場合、現行の 1000 万円から、2015 年：1,500 万円、2016 年 1～9 月：1,200 万円、16 年 10 月～17 年 9 月：3,000 万円、17 年 10 月～18 年 9 月：1,500 万円、18 年 10 月～19 年 6 月：1,200 万円。
教育資金の贈与税非課税措置を延長	教育資金の一括贈与非課税制度の期限を、現行の 2015 年末から 2019 年 3 月まで延長。
結婚子育て資金の贈与税非課税措置を新設	直系尊属による結婚・子育てに係る贈与を、2019 年 3 月まで一定額非課税に（受贈者ひとりにつき、結婚：300 万円、子育て：1,000 万円）。
賃上げ・雇用促進税制の適用要件緩和	雇用者給与等支給額を増加させた企業への税優遇制度について、2016・17 年度の適用要件を緩和。（雇用者給与等の増加率：中小企業の場合３％以上（現行５％以上）、それ以外の場合４％以上(現行５％以上)）
住宅ローン減税の延長	消費税率引き上げの延期に合わせて、住宅ローン減税の拡充を 2019 年 6 月まで延長（現行：2017 年末）
エコカー減税の延長	自動車取得税・重量税に係るエコカー減税制度を、燃費基準を厳しくしたうえで２年延長。
たばこ税増税	旧３級品のたばこ税にかかる特例税率を廃止。（2016 年 4 月から 2019 年 4 月にかけて段階的に実施）
海外からのインターネット配信取引に消費税	インターネット配信の取引地基準を、送信元から送信先に。これにより海外からの日本へのデータ配信を伴う商取引に消費税が課税されることに。
外国人旅行者の免税手続き簡素化	各店舗に「免税手続カウンター」を設け、免税手続きを事業者が代理で行うことを認可。
空き家除却の促進	勧告のあった空き家のある土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外。
地方拠点設立の投資減税、雇用促進税制	都市から地方に拠点を移転した場合、建築・構築物投資や地方拠点での雇用者増加に対して税優遇。
エンジェル税制の適用企業拡大	ベンチャー投資に対する税制優遇において、対象となる企業を追加。（一定要件を満たす医療技術の研究開発、農林水産物の効率的生産にかかる技術開発等の事業を行う中小企業）

（出所）自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

○今後の税制改正議論の焦点は？

大綱では、来年度以降の税制改正の検討対象として、幾つか議題が挙げられている。大所では、①追加の法人減税、②配偶者控除など個人所得課税の見直し、③消費税率引き上げの際の軽減税率の内容、が今後の焦点となろう。

法人課税については、①今回事業税の減税のみに留めた 2016 年度について、引き下げ幅追加を目指す点、②2017 年度以降も実効税率 20%台を目指して改革を継続する点、が明記されている。代替財源をどう確保するかが課題となるが、今回の大綱公表前にも議論になった外形標準課税の「適用範囲拡大」が、再び俎上に上る可能性は高いだろう。法人事業税の外形標準課税は資本金１億円以上の大・中堅法人に課されるが、今回改正では中小企業への配慮からその「強化」、つまり既に外形標準課税の対象となっている大・中堅企業への増税に留めている。今後、資本金要件を緩めることで、中小企業への外形標準課税適用を目指す動きが再燃する可能性は高い。

また配偶者控除の見直しをはじめとする「103 万円の壁」問題にも進展がみられるだろう。昨年の税制調査会では「廃止」「移転的基礎控除導入」「新しい夫婦控除制度の新設」の大きく３通りの案が示されており、2015 年度中には結論が示されよう。筆者が注目しているのは、改革による増税の度合いだ。この改革は「働かない方が得をする税制（というイメージ[2]）」を払拭するためのもので、増税が目的ではない。単純な廃止では年間 6,000 億円程度の増税、家計負担の増加に繋がる。税調では「子育て支援金の追加」等の形で家計負担を補填する案も挙げられている。改革によって家計負担がどう変わるのかが注目点の一つだ。

消費税率 10%時に導入される軽減税率の枠組みも焦点だ。報道によれば、与党から今年の秋口までに制度の概要を示すことを目指すとの発言もなされているようだ。制度の周知期間が必要な点も考えれば、2015 年度中には制度の大枠が提示されることになる公算が大きいだろう。

なお、今年の夏までには消費税率引き上げの先送りを前提とした財政再建計画が、政府から公表される見込みである。2020 年度の国・地方プライマリーバランスの黒字化目標達成を目指すとしているが、昨年７月の内閣府の中長期試算（2015 年 10 月の消費税率 10%への引き上げを前提）では、その達成は困難との結論が導かれている。財政再建目標達成のため、今後歳出削減や増税が議題となる公算が大きい。来年度の税制改正では、増税メニューが並びやすくなりそうだ。

資料５．今後注目される主要な税制改正

	大綱等で示された検討方針	論点
追加の法人減税	・2016 年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、2016 年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る方針。 ・その後の年度についても、法人実効税率 20%台を目指して改革を継続。	・代替財源の確保手段として、中小企業にも負担増となる外形標準課税の「拡大」に踏み込むか ・「税収中立」を堅持するか
配偶者控除等、個人所得課税の見直し	・効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討	・税制調査会（2014 年 11 月 7 日）で示された、配偶者控除の①廃止、②移転的基礎控除の導入、③新しい「夫婦控除」の導入の大きく３通りの案を軸に検討される見込み ・改革によって、実質増税になるか
軽減税率	・国民の理解を得た上で、消費税率 10%時に導入。2017 年度からの導入を目指す方針。 ・「今年の秋口には制度概要を示したい」（山口公明党代表）	・対象となる品目の選定 ・対象品目の税率を何%にするか ・財政再建との整合性

（出所）自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」、各種報道資料より第一生命経済研究所作成。

[2] 「103 万円の壁」と呼称されるが、実際には 103～141 万円の所得の場合に適用される配偶者特別控除があるので、所得が 103 万円に達した途端、急激に手取り所得が変化することにはならない。①社会保険料の支払が発生することで急激に手取り所得が減少する「130 万円の壁」、②企業から支給される配偶者手当などが国の制度と同様に 103 万円を基準にしているケースが多い点、が制度面での本質的な問題である。配偶者控除制度や「130 万円の壁」については、弊著 Economic Trends「配偶者控除見直し論議、始まる」（2014 年 4 月 14 日発行）で解説。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。